証券コード　8089
2020年６月12日

株　主　各　位

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号
ナイス株式会社
代表取締役社長　杉　田　理　之

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府により、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、基本的な対策の継続が強く要請されております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、このような状況に鑑み、感染防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月29日（月曜日）午後５時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月30日（火曜日）午前10時

２．場　　所　横浜市西区北幸二丁目11番１号
タカシマヤ　ローズホール　２階　ホール
（TAKASHIMAYA ROSE HALL）

３．目的事項

報告事項
１．第71期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第71期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件
第５号議案　買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告の「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://nice.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。このため、本添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し監査した対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止のために本総会において採る措置については、今後の状況に応じて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご確認くださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

また、今後の新型コロナウイルスをめぐる状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合は、上記当社ウェブサイトにてお知らせをさせていただきますので、株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合には、事前に上記当社ウェブサイトをご確認くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当社は、2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑（以下「本件嫌疑」といいます。）で、証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けました。この事態を重く受け止め、当社は本件嫌疑について、類似事象の有無も含めて、中立・公正で客観的な調査等を実施する必要があると判断し、2019年5月30日、当社と利害関係を有しない外部専門家で構成される第三者委員会を設置いたしました。その調査結果を踏まえ、2015年3月期の不動産売買取引に係る売上高の一部の取消し等の訂正と、連結の範囲に関する重要性の判断を見直したことにより、2014年3月期の第4四半期以降の決算を訂正し、2019年8月1日に第65期（2014年3月期）以降の訂正有価証券報告書および訂正四半期報告書と、第70期（2019年3月期）の有価証券報告書を関東財務局に提出いたしました。

また、第三者委員会の調査報告書において指摘を受けた事項等を真摯に受け止め、2019年8月23日付で再発防止策の骨子を策定し、公表いたしました。

その後、株式会社東京証券取引所から2019年9月20日付で特設注意市場銘柄に指定されるとともに、上場契約違約金として3,360万円の徴求を受けました。

当社といたしましては、この事態を深く反省し、自ら網羅的に再点検を行うとともに、2019年8月1日付で過年度の訂正を行った理由等にとどまることなく、連結の範囲について、資本関係がない実質支配会社も含め、すべてを連結する方針としたうえ、第三者である外部の専門家の再点検、助言等を受けた結果、改めて必要と認識した事項につきまして過年度の決算の訂正を行うこととし、2019年11月14日付で開示いたしました。

また、当社はこれらの決算の訂正および再訂正に至った経緯と概要に加え、本事案の経緯ならびに原因等について明らかにするとともに、再発防止に向けた改善施策等を取りまとめ、2020年1月29日付で「改善計画・状況報告書」（以下「本計画」といいます。）を公表いたしました。

本計画に基づき、グループの収益力改善に向けて、住宅事業における一戸建住宅部門のダウンサイジングを図るべく、素地を含む販売用不動産の売却を推進し、短期間で圧縮いたしました。あわせて、2020年3月31日付で当社完全子会社であったナイス株式会社を吸収合併（同日付で当社商号をナイス株式会社に変更）するとともに、海外を含むグループ会社の統合・整理等を行うことにより不採算事業の見直しを図り、コーポレート・ガバナンス体制の再構築に努

めてまいりました。

これらの結果、当期の売上高は2,514億75百万円（前期比3.0％増）となったものの、資産圧縮を目的とする販売用不動産の売却および評価減等により、経常利益は３億57百万円（前期比54.4％減）となりました。また、固定資産の圧縮を行ったほか、事業ポートフォリオの見直しに伴う事業用資産等の収益性の再検討による減損損失、経営の健全化に向けた事業構造等の改善に要した弁護士費用や会計等のコンサルティング費用、事業構造改革に対応するための資金調達構造の再構築にかかる費用、投資有価証券売却損など合わせて52億14百万円の特別損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は44億94百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益3億68百万円)となりました。

なお、個別決算において、2020年3月31日付で当社の完全子会社であるナイス株式会社を吸収合併したことに伴う抱合せ株式消滅差損230億68百万円を特別損失として計上いたしましたが、当該損失が連結業績に与える影響はありません。

事業別の状況は次のとおりであります。

（建築資材事業）

建築資材事業につきましては、全国を網羅した事業拠点および流通プラットフォームを通じてきめ細かな物流サービスを提供し、同業他社との差別化に努めました。また、住宅業界に関連するさまざまなノウハウを提供するお取引先様向けサービス「ナイスサポートシステム」を通じて、国の住宅施策に則ったお取引先様の取り組み提案および取り組みサポートを推進するとともに、非住宅建築物の木造化・木質化提案にも注力しました。

これらの結果、本事業の売上高は1,718億43百万円（前期比0.2％増）となりました。

（住宅事業）

住宅事業につきましては、収益構造の再構築に向け、部門別に現状の再評価を行ったうえで、ナイス住まいの情報館やグループ会社を通じた不動産仲介、管理、賃貸、リフォームといったストックビジネスを強化いたしました。また、一戸建住宅部門のダウンサイジングと、マンション部門および一戸建住宅部門の採算管理の強化・リスクの低減を図りました。さらに住宅事業における事業ポートフォリオを見直した結果、素地を含む販売用不動産の売却による資産圧縮等を推進しました。

これらの結果、本事業の売上高は705億64百万円（前期比10.7％増）となりました。

（その他の事業）

その他の事業には、一般放送事業(有線テレビ放送事業)等の生活関連サービス事業、建築工事事業等が含まれており、売上高は90億67百万円（前期比1.6％増）となりました。

事業別売上高

事業別		第70期 2019年３月期	第71期（当期） 2020年３月期	増減率 （△は減）
事業	部門	金額	金額	
		百万円	百万円	%
建築資材事業	建築資材	171,522	171,843	0.2
住宅事業	一戸建住宅	29,745	27,431	△7.8
	マンション	9,246	8,900	△3.7
	管理その他	24,740	34,232	38.4
	小計	63,732	70,564	10.7
その他の事業	その他	8,928	9,067	1.6
合計		244,183	251,475	3.0

（注）第70期の数値は、2019年11月14日付の過年度決算の訂正を反映した数値であります。

② 設備投資の状況

建築資材事業にかかる施設ならびに一般放送事業にかかる設備の改修工事のほか、ITインフラの整備など、総額8億98百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

金融情勢ならびに事業構造改革の推進に対応するため、既存取引金融機関10行と総額219億93百万円のシンジケート・ローン契約を締結いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第68期 2017年３月期	第69期 2018年３月期	第70期 2019年３月期	第71期（当期） 2020年３月期
売　　上　　高（百万円）	250,179	241,688	244,183	251,475
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	795	△167	784	357
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（百万円）	△63	△152	368	△4,494
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)（円）	△6.77	△16.23	39.34	△479.33
総　　資　　産（百万円）	180,817	178,965	179,168	148,650
純　　資　　産（百万円）	44,470	44,374	43,627	35,284

（注）１．当期の状況につきましては、前記（1）「①　事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
２．2017年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「１株当たり当期純利益」を算定しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
４．第68期から第70期の数値は、2019年11月14日付の過年度決算の訂正を反映した数値であります。

(3) 対処すべき課題

当社は、2019年9月20日付で株式会社東京証券取引所から特設注意市場銘柄の指定を受けました。この事態を深く反省するとともに、コーポレート・ガバナンス体制の再構築を図るべく、2020年1月29日付で「改善計画・状況報告書」を公表し、再発防止に向けて、全社を挙げて真摯に取り組むことで、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めておりますとともに、内部管理体制の確立及び収益体制の改善を目指しております。

そのような中、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、国内外の経済情勢及び社会情勢に大きな影響を及ぼしております。雇用・所得環境、住生活関連の消費動向、サプライチェーンなど、あらゆる分野において先行きの不透明感が広がっており、国内の景気動向は大幅に悪化、当社グループのみならず、各社ともにきわめて難しい局面にあるものと認識しております。また、住宅関連業界における需要動向につきましては、国内総人口及び世帯数の減少をはじめ、高齢化の加速と生涯未婚率の増加に伴う単身世帯の増加などにより、新築住宅の需要は漸減することが予測されています。

こうした状況下において、当社といたしましては2020年3月期、収益力改善を目指す重要施策として、住宅事業の再構築に向けて、一戸建住宅部門における開発用不動産や完成物件などの販売用不動産の売却等、資産圧縮を進めてまいりました。更に、不動産仲介、管理、賃貸、リフォームなどストックビジネスの体制強化を図るとともに、子会社数の削減に向けた整理・統合等を推進してまいりました。2021年3月期以降につきましては、住宅関連業界を取り巻く環境の変化を柔軟にとらえ、改めて当社グループの事業の在り方などを見直すとともに、業界において優位性を発揮できる分野に注力しつつ、より一層、幅広い視野をもって事業戦略の策定と推進に取り組み、収益性を重視した事業体制へと再編してまいります。

建築資材事業につきましては、国産材の利用拡大及び販売強化を推進するとともに、地域の木材の特性を生かした付加価値の高い商品開発と、サプライチェーンの確立を推進し、住宅のみならず、成長市場である非住宅などさまざまな建築分野における木材の利用拡大を図ります。また、販売店、工務店、住宅メーカー、ホームセンターなど、あらゆる取引先に対するお役立ちにつながるさまざまな提案等を推進することで、収益力強化を図ります。

住宅事業につきましては、不動産仲介と管理事業等のストックビジネスを中核とする事業へと再構築するとともに、リフォーム事業においては管理マンションや当社グループの仲介物件などに特化し、着実な収益確保を図ってまいります。また、新築マンション部門、一戸建住宅部門の採算管理の強化・リスクの低減に努め、収益力改善を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ナイスコミュニティー株式会社	180	100.0	マンション等の総合管理
横浜不動産情報株式会社	100	70.0	不動産の仲介
ＹＯＵテレビ株式会社	2,726	64.9	一般放送等

（注）1．当社連結子会社は、上記の重要な子会社３社を含む60社、持分法適用関連会社は、3社であります。
2．当社は、2020年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社とし、子会社であったナイス株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。なお当社は、同日付で商号をナイス株式会社に変更いたしました。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、建築資材全般の販売、一戸建住宅・マンションの販売、マンション等の総合管理、不動産の仲介・賃貸、建築工事を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス業等を営んでおります。

各事業の概要は次のとおりであります。

事業	部門	主要な事業内容
建築資材事業	建築資材	木材製品・建材・住宅設備機器等の製造・販売 木材市場の経営
住宅事業	一戸建住宅 マンション管理その他	一戸建住宅・マンションの販売 マンション等の総合管理・内装工事、不動産の仲介・賃貸等
その他の事業	その他	一般放送、建築工事、ソフトウェアの開発・販売等

(6) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

① 当社の本社

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号

② 当社および主要な子会社の事業所

会　社　名	事　業	事　業　所
ナイス株式会社 本社（横浜市鶴見区）	建築資材事業	（北海道）　札幌・苫小牧 （東　北）　盛岡・宮城・仙台・山形・郡山 （関　東）　石岡・宇都宮・前橋・関東・埼玉・越谷・千葉 柏・千住・東京・多摩・相模原・横浜・小田原 （中　部）　新潟・北陸・甲府・長野・松本・沼津・静岡 浜松・岡崎・名古屋・小牧 （近　畿）　三重・滋賀・京都・大阪・加西 （中　国）　岡山・広島 （四　国）　徳島・香川・松山 （九　州）　北九州・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
	住宅事業	（東　北）　仙台・郡山 （関　東）　宇都宮・群馬・木場・大崎・大森・蒲田・川崎 武蔵小杉・鶴見・綱島・菊名 星川・上大岡・湘南 （中　部）　新潟・浜松・豊田
ナイスコミュニティー株式会社	住宅事業	本社（横浜市鶴見区）・東北・北関東・首都圏第一 首都圏第二・東京東・東京西・東京南・横浜北・横浜中央 横浜南・神奈川県央・浜松
横浜不動産情報株式会社	住宅事業	本社（横浜市西区）
ＹＯＵテレビ株式会社	その他の事業	本社（横浜市鶴見区）

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

事業	使用人数	前期末比増減
建築資材事業	990名	45名減
住宅事業	1,029名	133名減
その他の事業	393名	3名減
全社（共通）	83名	11名増
合計	2,495名	170名減

（注）１．使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
２．全社（共通）は、総務および財務等の管理部門の使用人であります。
３．使用人数減少の理由は、主に自己都合退職によるものであります。
４．前期末比増減については、2019年11月14日付の過年度決算の訂正を反映した人数との比較であります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社横浜銀行	13,046
株式会社みずほ銀行	12,351
株式会社りそな銀行	5,864
農林中央金庫	5,199

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　29,069,600株

（2）発行済株式の総数　9,377,283株（自己株式278,836株を除く。）

（3）株主数　4,729名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社横浜銀行	464	4.95
株式会社みずほ銀行	463	4.94
３Ｄ ＯＰＰＯＲＴＵＮＩＴＹ ＭＡＳＴＥＲ ＦＵＮＤ	459	4.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	368	3.92
株式会社りそな銀行	333	3.56
明治安田生命保険相互会社	321	3.42
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールデイ アイエスジー エフアイー － エイシー	243	2.59
ナイス従業員持株会	236	2.52
平田恒一郎	234	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	210	2.24

（注）持株比率は、自己株式278,836株を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2020年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当および重要な兼職の状況
杉田理之	代表取締役社長	住宅事業本部長 横浜不動産情報株式会社代表取締役社長 YOUテレビ株式会社代表取締役社長 テクノワークス株式会社代表取締役社長
川路泰三	取締役	資材事業本部長
大場浩史	取締役	木造建設事業本部長
木口直克	取締役	管理本部長
鈴木信哉	取締役	ノースジャパン素材流通協同組合理事長
小久保崇	取締役	弁護士法人小久保法律事務所代表社員 AOI TYO Holdings株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社アズーム社外取締役
濱田清仁	取締役	よつば総合会計事務所パートナー 株式会社キトー社外監査役 メディカル・データ・ビジョン株式会社社外監査役 バリュエンスホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社コンヴァノ社外取締役
西　裕史	常勤監査役	
森　隆士	常勤監査役	
小林一	監査役	一般財団法人地域開発研究所理事
中川秀宣	監査役	TMI総合法律事務所パートナー 株式会社エアウィーヴ社外監査役
野間幹晴	監査役	一橋大学大学院経営管理研究科教授 株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役 ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社社外監査役

（注）１．取締役大場浩史、小久保崇、濱田清仁の各氏および監査役中川秀宣、野間幹晴の各氏は、2019年６月27日開催の第70回定時株主総会で新たに選任され、就任いたしました。
２．取締役木口直克氏および監査役森隆士氏は、2020年３月12日開催の臨時株主総会で新たに選任され、就任いたしました。
３．取締役鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁の各氏は社外取締役であり、監査役小林一、中川秀宣、野間幹晴の各氏は社外監査役であります。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
４．常勤監査役西裕史氏は、当社および当社子会社の財務経理部門に在籍した経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．常勤監査役森隆士氏は、当社の財務部門および監査部門を統括した経験を有し、特に財務部門における豊富な知識と経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

（2）当事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位および担当ならびに重要な兼職の状況
木暮博雄	2019年8月23日	辞任	取締役

（注）2019年６月27日開催の第70回定時株主総会の終結後に退任した取締役のみ記載しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
	名	百万円
取締役	16	75
（うち社外取締役）	(5)	(23)
監査役	8	34
（うち社外監査役）	(5)	(23)
合計	24	109
（うち社外役員）	(10)	(47)

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
社外取締役	鈴木信哉	ノースジャパン素材流通協同組合	理事長
	小久保崇	弁護士法人小久保法律事務所	代表社員
		AOI TYO Holdings株式会社	社外取締役（監査等委員）
		株式会社アズーム	社外取締役
	濱田清仁	よつば総合会計事務所	パートナー
		株式会社キトー	社外監査役
		メディカル・データ・ビジョン株式会社	社外監査役
		バリュエンスホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）
		株式会社コンヴァノ	社外取締役
社外監査役	小林一	一般財団法人地域開発研究所	理事
	中川秀宣	TMI総合法律事務所	パートナー
		株式会社エアウィーヴ	社外監査役
	野間幹晴	一橋大学大学院経営管理研究科	教授
		株式会社バンダイナムコホールディングス	社外取締役
		ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社	社外監査役

（注）上記各氏の兼職する法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	鈴木信哉	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を活かした発言を行っております。
	小久保崇	当事業年度において取締役に就任以降、定期的に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、企業法務を専門領域とした弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。
	濱田清仁	当事業年度において取締役に就任以降、定期的に開催された取締役会10回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、公認会計士および税理士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。
社外監査役	小林一	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、全国の都市整備事業に関わった経験と知識を活かした発言を行っております。また、監査役会には14回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。
	中川秀宣	当事業年度において監査役に就任以降、定期的に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、就任以降開催された監査役会には11回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。
	野間幹晴	当事業年度において監査役に就任以降、定期的に開催された取締役会10回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、民間企業における社外取締役の経験と経営管理に関する研究を通じた見識を活かした発言を行っております。また、就任以降開催された監査役会には11回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。

当社は、2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けました。当時在任の社外取締役および社外監査役の各氏は、当該容疑に係る事実関係を認識しておりませんでしたが、日頃より取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っておりました。当該調査後は、在任する社外取締役および社外監査役の各氏は取締役会等において法令遵守の徹底や内部統制の強化などの提言を行うとともに、再発防止に向けた取り組みについて状況の確認や提言を行ってまいりました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、社外役員全員と締結している責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する会社法第423条第１項の責任については、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

4．会計監査人の状況

(1) 名称　　監査法人　原会計事務所

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	百万円 55
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額のうち17百万円は、当事業年度において行われた過年度に係る監査および四半期レビューに対する報酬等の額として、当事業年度に支払ったものです。
3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合のほか、監査品質、職務遂行状況など、諸般の事情等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、適当な監査が期待しがたいと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は解任した旨および解任の理由につき、解任後最初に招集される株主総会において報告することといたします。

5．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会において定めた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、グループ企業理念に基づいて企業運営を行い、誠実に遂行するために当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、これを携帯用カードとして全役職員に配布し、常時携帯させ、周知徹底に努める。

ロ．当社は、当社グループに関わる法令の理解及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修を定期的に実施する。

ハ．当社取締役会直属のコンプライアンス体制再構築委員会は、コンプライアンス体制の再構築、維持及び向上を図るための施策の計画立案及び実施の監督を行うとともに、コンプライアンスに関わる事案等の情報共有、分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行い、必要に応じて取締役会に報告及び提案を行う。

ニ．当社代表取締役直属の内部監査室は、他の管理部門や業務執行部門から独立した組織として、業務遂行における法令、定款及び社内規程の遵守状況を把握するため、内部監査規程に従い、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、計画的に内部監査を実施するとともに、その結果を内部監査報告書として取りまとめ、取締役会へ報告する。内部監査における指摘事項については、改善状況を確認し、当社の内部管理体制の適正性を確保する。

ホ．当社は、内部監査室及び外部の第三者機関を窓口とする内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び社内規程に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のために必要な社内規程を整備し、これに基づく業務遂行を徹底するほか、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努めるものとする。なお、損失の危険の管理に関する整備状況及び新たに発生したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則に従い、毎月１回の定例取締役会のほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図るとともに、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図る。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を通じて、法令、定款及び社内規程の遵守を徹底するとともに、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督する。

ロ．当社は、当社の取締役又は重要な使用人を、取締役又は監査役として子会社に派遣する。当該取締役又は重要な使用人が各子会社における取締役等の職務執行の監督又は監査を行うことにより、子会社における取締役等の職務執行が法令、定款及び社内規程に適合するように努める。

ハ．当社管理本部グループ会社統括部は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う等、子会社の業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制を構築する。

ニ．コンプライアンス体制再構築委員会は、当社グループのコンプライアンスに関わる事案等を集約し、その分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行う。また、当社内部監査室は、当社グループの内部監査を実施するほか、内部通報制度の統括部署として、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

ホ．当社は、上記の体制及び取組み等を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正を確保するとともに、リスク管理を推進する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役直属の監査室を設置する。監査室には監査役の職務補助に専従する使用人を置き、その人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重して決定するとともに、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属させる。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社及びその子会社の取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。

ロ．当社及びその子会社の使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

ハ．監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役会は、毎月開催する。加えて、監査役は、四半期毎に代表取締役や各取締役と面談し、取締役の職務執行の状況を確認する。

ロ．常勤監査役は、監査役会及び取締役会に加えて、オブザーバーとして指名・報酬委員会のほか、コンプライアンス体制再構築委員会等の重要な会議に出席する。

ハ．監査役会は、会計監査人との四半期及び年度決算の概要等の四半期毎の報告会に加えて、会計面でのリスク認識や監査上の論点を四半期毎に協議する場を追加で設けることにより、会計監査人との連携強化を図る。

ニ．監査役は、内部監査室から月次で活動状況の報告を受け、また、適宜、必要に応じて情報交換を行うことによって、内部監査室との監査論点の事前共有や監査実施事項に係る活発な議論を行う。

⑩ 前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については、次のとおり定めております。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を全うするため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ．当社グループは、反社会的勢力及び団体への対応を反社会的勢力排除規程のほか、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」に定め、役職員に対し、周知徹底を図る。

ロ．当社管理本部総務部を対応部門として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組み

・当社は、全役職員に対し「ナイスグループ行動基準」を配布し、常時携帯させるとともに、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。

・コンプライアンス体制再構築委員会は、当社グループのコンプライアンスに関わる体制・事案等の確認、分析や対策の検討等を行い、その状況を取締役会に報告いたしました。

・内部監査室は、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施し、その結果を内部監査報告書として取りまとめ、取締役会へ報告し、指摘事項については、改善状況を確認いたしました。

・当社は、内部監査室及び外部の第三者機関を窓口とする内部通報制度の利用促進を通じて、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制に関する取組み

・当社は、定款及び社内規程に従い、議事録等の記録を作成し、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれを閲覧、点検いたしました。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取組み

・当社は、リスク管理規程に基づき、業務遂行を行うとともに、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努め、事案と状況に応じて取締役会に報告いたしました。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取組み

・当社は、取締役会規則に従い、取締役会を毎月１回開催したほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図ったほか、職務権限規程等により、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図りました。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する取組み

・当社は、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督いたしました。

・当社は、当社の取締役又は重要な使用人を、取締役又は監査役として子会社に派遣し、各子会社における取締役等の職務執行の監督又は監査を行い、法令、定款及び社内規程に適合するように努めました。

・当社管理本部グループ会社統括部は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う等、子会社の業務の適切な支援と、子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制の構築に努めました。

⑥　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する取組み

・当社は、監査室を設置し、監査役の職務補助に専従し、指揮命令権限が監査役に専属する使用人を設置いたしました。

・当社及びその子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告し、適宜結果を取締役会において報告いたしました。

・監査役は、監査役会のほか、取締役会、指名・報酬委員会、コンプライアンス体制再構築委員会等の重要な会議等に出席いたしました。

・監査役と会計監査人との間で、四半期及び年度決算の概要等の四半期毎の報告会を行ったほか、会計面でのリスク認識や監査上の論点を四半期毎に協議いたしました。

・監査役は、内部監査室から月次で活動状況の報告を受け、必要に応じて情報交換を行い、内部監査室と監査に関する事項の共有や議論を行いました。

・監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、監査役の請求に従い、職務の執行に必要な範囲で会社が負担いたしました。

当社は、2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑があるとして、証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受け、2019年7月24日付で第三者委員会の調査報告書を受領し、過年度決算の訂正を行うとともに、2019年8月23日付で再発防止策の骨子を策定し、公表いたしました。その後、株式会社東京証券取引所から2019年9月20日付で特設注意市場銘柄に指定されるとともに、上場契約違約金として3,360万円の徴求を受けました。また、当社は、連結の範囲について、資本関係がない実質支配会社も含め、すべてを連結する方針としたうえ、第三者である外部の専門家とともに再点検等を行った結果、改めて必要と認識した事項につきまして過年度の決算の訂正を行うこととし、2019年11月14日付で開示いたしました。

さらに、当社は、本事案の経緯ならびに原因等について明らかにするとともに、再発防止に向けた改善施策等を取りまとめ、2020年1月29日付で「改善計画・状況報告書」（以下「本計画」といいます。）を公表いたしました。そして、本計画に基づき、2020年3月31日付で当社完全子会社であったナイス株式会社を吸収合併（同日付で当社商号をナイス株式会社に変更）し、海外を含むグループ会社の統合・整理を行うことにより不採算事業の見直しを図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制の再構築に努めてまいりました。

当社といたしましては、引き続き、ガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等に真摯に取り組むとともに、再発防止策を徹底し、株主、投資家、お客様、取引先、その他ステークホルダーの皆様に対する信頼の回復に努めてまいります。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**90,612**	**流動負債**	**76,840**
現金及び預金	19,746	支払手形及び買掛金	34,363
受取手形及び売掛金	36,833	短期借入金	32,941
商品	7,720	一年内償還予定の社債	40
販売用不動産	20,975	未払法人税等	573
未成工事支出金	906	賞与引当金	996
その他	4,475	その他	7,925
貸倒引当金	△45	**固定負債**	**36,525**
固定資産	**58,038**	社債	120
有形固定資産	**44,869**	長期借入金	24,539
建物及び構築物	11,892	繰延税金負債	1,162
機械装置及び運搬具	1,985	再評価に係る繰延税金負債	2,711
土地	29,621	退職給付に係る負債	1,304
その他	1,369	資産除去債務	42
無形固定資産	**609**	その他	6,644
投資その他の資産	**12,559**	**負債合計**	**113,366**
投資有価証券	4,758	（純資産の部）	
長期貸付金	1,994	**株主資本**	**34,679**
退職給付に係る資産	1,632	**資本金**	**22,069**
繰延税金資産	385	**資本剰余金**	**15,724**
その他	4,060	**利益剰余金**	**△2,435**
貸倒引当金	△272	**自己株式**	**△678**
		その他の包括利益累計額	**△2,807**
		その他有価証券評価差額金	**△504**
		繰延ヘッジ損益	**△17**
		土地再評価差額金	**△969**
		為替換算調整勘定	**△917**
		退職給付に係る調整累計額	**△398**
		非支配株主持分	**3,412**
		純資産合計	**35,284**
資産合計	**148,650**	**負債純資産合計**	**148,650**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**251,475**
売上原価		**220,394**
売上総利益		**31,080**
販売費及び一般管理費		**29,877**
営業利益		**1,203**
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	274	
持分法による投資利益	34	
その他	247	574
営業外費用		
支払利息	959	
為替差損	335	
その他	125	1,420
経常利益		**357**
特別利益		
固定資産売却益	55	
投資有価証券売却益	2,452	2,507
特別損失		
固定資産除売却損	556	
減損損失	2,044	
のれん減損損失	254	
投資有価証券売却損	621	
投資有価証券評価損	40	
事業構造改善費用	1,573	
その他	123	5,214
税金等調整前当期純損失（△）		**△2,349**
法人税、住民税及び事業税	827	
法人税等調整額	1,060	1,887
当期純損失（△）		**△4,237**
非支配株主に帰属する当期純利益		256
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△4,494**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019 年 4 月 1 日残高	22,069	15,701	1,747	△678	38,839
誤謬の訂正による累積的影響額			△727		△727
誤謬の訂正を反映した当期首残高	22,069	15,701	1,020	△678	38,112
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△4,494		△4,494
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			1,037		1,037
連結範囲の変動			1		1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		23			23
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	23	△3,455	△0	△3,432
2020 年 3 月 31 日残高	22,069	15,724	△2,435	△678	34,679

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2019 年 4 月 1 日残高	1,876	△27	68	△754	476	1,639	1	2,896	43,376
誤謬の訂正による累積的影響額	453			34		487		490	251
誤謬の訂正を反映した当期首残高	2,330	△27	68	△720	476	2,127	1	3,387	43,627
連結会計年度中の変動額									
親会社株主に帰属する当期純損失									△4,494
自己株式の取得									△0
土地再評価差額金の取崩									1,037
連結範囲の変動									1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									23
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,834	10	△1,037	△197	△875	△4,934	△1	25	△4,910
連結会計年度中の変動額合計	△2,834	10	△1,037	△197	△875	△4,934	△1	25	△8,343
2020 年 3 月 31 日残高	△504	△17	△969	△917	△398	△2,807	－	3,412	35,284

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**72,222**	**流動負債**	**68,592**
現金及び預金	8,234	支払手形	14,601
受取手形	13,576	買掛金	14,063
売掛金	19,186	短期借入金	32,229
商品	5,633	一年内償還予定の社債	40
販売用不動産	18,063	未払金	631
未成工事支出金	203	未払法人税等	269
前渡金	3,281	未払費用	1,329
前払費用	38	前受金	1,093
その他	5,852	前受収益	0
貸倒引当金	△1,847	預り金	3,588
固定資産	**57,643**	賞与引当金	446
有形固定資産	**37,225**	その他	298
建物	7,328	**固定負債**	**33,383**
構築物	643	社債	120
機械及び装置	982	長期借入金	24,153
車両運搬具	8	関係会社事業損失引当金	548
什器備品	597	繰延税金負債	368
立木造林	310	再評価に係る繰延税金負債	2,711
土地	27,354	資産除去債務	42
建設仮勘定	1	その他	5,439
無形固定資産	**361**	**負債合計**	**101,975**
ソフトウェア	222	（純資産の部）	
その他	138	**株主資本**	**29,400**
投資その他の資産	**20,056**	**資本金**	**22,069**
投資有価証券	3,422	**資本剰余金**	**15,650**
関係会社株式	10,678	資本準備金	10,596
関係会社長期貸付金	1,475	その他資本剰余金	5,054
長期前払費用	114	**利益剰余金**	**△7,641**
前払年金費用	1,666	その他利益剰余金	△7,641
その他	2,718	特別償却準備金	97
貸倒引当金	△19	土地圧縮積立金	197
		償却資産圧縮積立金	152
		別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	△13,088
		自己株式	**△678**
		評価・換算差額等	**△1,509**
		その他有価証券評価差額金	**△473**
		繰延ヘッジ損益	**△17**
		土地再評価差額金	**△1,018**
		純資産合計	**27,890**
資産合計	**129,866**	**負債純資産合計**	**129,866**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**4,833**
売上原価		**1,702**
売上総利益		**3,130**
営業収益		**2,802**
営業費用		**2,793**
営業利益		**3,139**
営業外収益		
受取利息	580	
受取配当金	254	
その他	19	854
営業外費用		
支払利息	672	
社債利息	1	
その他	11	684
経常利益		**3,309**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,647	
固定資産売却益	16	1,664
特別損失		
固定資産除売却損	165	
減損損失	819	
投資有価証券売却損	621	
事業構造改善費用	1,573	
抱合せ株式消滅差損	23,068	
その他	34	26,283
税引前当期純損失		**21,309**
法人税、住民税及び事業税	219	
法人税等調整額	146	365
当期純損失		**21,675**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				
					特別償却準備金	土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
2019年４月１日残高	22,069	10,596	5,054	15,650	194	197	224	5,000	7,930
誤謬の訂正による累積的影響額									△550
誤謬の訂正を反映した当期首残高	22,069	10,596	5,054	15,650	194	197	224	5,000	7,380
当期変動額									
当期純損失									△21,675
特別償却準備金の取崩					△97				97
償却資産圧縮積立金の取崩							△71		71
土地再評価差額金の取崩									1,037
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	△97	－	△71	－	△20,469
2020年３月31日残高	22,069	10,596	5,054	15,650	97	197	152	5,000	△13,088

	株主資本			評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計								
2019年４月１日残高	13,546	△678	50,588	1,354	－	19	1,373	1	51,963
誤謬の訂正による累積的影響額	△550		△550	381			381		△168
誤謬の訂正を反映した当期首残高	12,995	△678	50,038	1,735		19	1,755	1	51,794
当期変動額									
当期純損失	△21,675		△21,675						△21,675
特別償却準備金の取崩	－		－						－
償却資産圧縮積立金の取崩	－		－						－
土地再評価差額金の取崩	1,037		1,037			△1,037	△1,037		－
自己株式の取得		△0	△0						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△2,209	△17	－	△2,227	△1	△2,228
当期変動額合計	△20,637	△0	△20,637	△2,209	△17	△1,037	△3,265	△1	△23,904
2020年３月31日残高	△7,641	△678	29,400	△473	△17	△1,018	△1,509	－	27,890

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

ナイス株式会社
　取締役会　御中

監査法人　原会計事務所
　東京都千代田区

代表社員 業務執行社員　公認会計士　六本木　浩　嗣　㊞

業務執行社員　公認会計士　遠　藤　朝　彦　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ナイス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載のとおり、会社は過年度の決算における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、当連結会計年度の期首の純資産額を修正している。
　当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

ナイス株式会社
　取締役会　御中

監査法人　原会計事務所
東京都千代田区

代表社員
業務執行社員　公認会計士　六本木　浩　嗣　㊞

業務執行社員　公認会計士　遠　藤　朝　彦　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ナイス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載のとおり、会社は過年度の決算における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、当期の期首の純資産額を修正している。
　当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、ナイス株式会社(旧社名：すてきナイスグループ株式会社)の2019年４月１日から2020年３月31日までの第71期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

ただし、2020年３月12日付で常勤監査役に就任いたしました森 隆士は、就任前の期間における監査事項につき、在任の監査役より説明を聞くとともに重要な決裁書類等を閲覧し、取締役等及び会計監査人より報告を受け、監査いたしました。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の主要な事業所に赴き、業務及び財産の状況等を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行については、事業報告に記載の通り、不適切な会計処理の疑いで、証券取引等監視委員会及び横浜地方検察庁による調査等を受け、当社は、第三者委員会を設置して調査を実施し、2019年７月24日に同委員会から受けた原因究明・再発防止の提言等に基づいて過年度の決算の訂正を行いました。また、2019年９月20日付で株式会社東京証券取引所から特設注意市場銘柄に指定されるとともに、上場契約違約金の徴求を受け、外部の専門家とともに再点検を行った結果、改めて必要と認識した事項について決算の再訂正を行い、2020年１月29日付で改善計画・状況報告書を公表いたしました。監査役会は、この事実を厳粛に受け止め、再発防止に向けた対応の実施状況について監視および検証をしてまいります。その他には、第71期事業年度における取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、上記に係る不適切な会計処理の件に関しては、事業報告に記載の通り、過年度の決算の再訂正に至ったため、コーポレート・ガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等、改善施策を取りまとめ、信頼回復に努めるべく再発防止策を実行中であります。また、財務報告に係る内部統制については、有効と認められるか否かについて精査中であります。会社は、引き続き改善を進めているところであり、監査役会としては、今後も継続する諸施策の実施状況について注視してまいります。その他には、第71期事業年度における当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

ナイス株式会社　監査役会

常勤監査役　西　　裕　史　㊞

常勤監査役　森　　隆　士　㊞

社外監査役　小　林　　一　㊞

社外監査役　中　川　秀　宣　㊞

社外監査役　野　間　幹　晴　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当期の業績につきましては、前記の事業報告に記載のとおり、当期純損失を計上することとなりました。この状況を受け、第71期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

また、今後の事業展開および資本政策を勘案し、次のとおりその他資本剰余金および別途積立金を全額取り崩すことにより繰越利益剰余金の欠損の補填をさせていただきたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目およびその額
　その他資本剰余金　　5,054,114,455円
　別途積立金　　5,000,000,000円
② 増加する剰余金の項目およびその額
　繰越利益剰余金　　10,054,114,455円

第２号議案　取締役８名選任の件

現在の取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化と企業価値の向上を図るため社外取締役１名を増員し、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	杉田理之（すぎたまさゆき） (1958年２月14日生)	1983年 ４月 当社入社 2005年 １月 当社資材事業本部執行役員 2007年 11月 ナイス株式会社取締役執行役員 資材事業本部副本部長 2010年 １月 同社取締役執行役員 資材事業本部長 2010年 ６月 当社取締役 2011年 ６月 ナイス株式会社取締役常務執行役員 資材事業本部長 2018年 ６月 同社代表取締役社長 2019年 ５月 当社代表取締役社長 2020年 ２月 ナイス株式会社代表取締役社長 兼　住宅事業本部長 2020年 ３月 当社代表取締役社長 兼　住宅事業本部長 現在に至る （重要な兼職の状況） 横浜不動産情報株式会社代表取締役社長 ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役社長 テクノワークス株式会社代表取締役社長	4,200株
		（取締役候補者とした理由） 建築資材事業を統括した豊富な経験と実績を有し、当社および主要な子会社の経営において、リーダーシップを発揮して職務を遂行しております。今後も高い見識を活かしたグループ統治を期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
2	川路泰三（かわじたいぞう） (1963年11月14日生)	1988年 4月 当社入社 2006年 4月 当社資材事業本部執行役員 2007年11月 ナイス株式会社取締役執行役員 資材事業本部副本部長 2014年 4月 同社取締役常務執行役員 資材事業本部副本部長 2018年 6月 当社取締役 ナイス株式会社取締役常務執行役員 資材事業本部長 2020年 3月 当社取締役資材事業本部長 現在に至る	4,400株
		（取締役候補者とした理由） 建築資材事業において強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、グループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	
3	大場浩史（おおばひろし） (1961年1月20日生)	1983年 4月 当社入社 2007年11月 ナイス株式会社 資材事業本部執行役員中部営業部長 2010年 4月 同社資材事業本部執行役員 中部営業部兼東海営業部統括部長 2015年 3月 同社取締役執行役員 資材事業本部副本部長 2017年 9月 同社取締役常務執行役員 資材事業本部副本部長 2019年 4月 同社取締役常務執行役員 木造ゼネコン事業本部長 兼 資材事業本部副本部長 2019年 6月 当社取締役 2019年 8月 ナイス株式会社取締役常務執行役員 住宅事業本部長 2020年 2月 同社取締役常務執行役員 木造建設事業本部長 2020年 3月 当社取締役木造建設事業本部長 現在に至る	5,500株
		（取締役候補者とした理由） 建築工事事業および建築資材事業をはじめ、住宅事業においても強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、グループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
4	木口直克（きぐちなおかつ） (1972年10月21日生)	1997年 4月 当社入社 2015年 7月 当社グループ総合企画部 グループITマネージャー 2015年11月 当社グループ総合企画部 グループ財務マネージャー 兼 グループITマネージャー ナイス株式会社経営推進本部 財務部長 2019年 7月 当社グループ総合企画部 グループ財務マネージャー ナイス株式会社執行役員 経営推進本部財務部長 2019年 9月 当社グループ経営推進本部副本部長 兼 財務部長 ナイス株式会社執行役員 2020年 1月 当社管理本部副本部長 兼 財務部長 2020年 3月 当社取締役管理本部長 現在に至る	400株
		（取締役候補者とした理由） 長年にわたり当社および当社子会社の管理部門に在籍し、とくに財務部門における豊富な知識と経験を有しており、その見識を活かして今後の当社グループの経営管理や経営戦略をリードする役割を担うことができると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	
5	鈴木信哉（すずきしんや） (1957年6月27日生)	1981年 4月 林野庁入庁 2004年 4月 同庁経営課特用林産対策室長 2008年 7月 同庁木材産業課長 2010年 7月 同庁経営企画課長 2012年 7月 同庁中部森林管理局長 2014年 4月 独立行政法人森林総合研究所理事 2016年 7月 ノースジャパン素材流通協同組合理事長 現在に至る 2017年 6月 当社社外取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） ノースジャパン素材流通協同組合理事長	― 株
		（社外取締役候補者とした理由） 長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を当社の経営の監督等に活かしております。したがいまして、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
6	小久保 崇（こくぼ たかし） (1974年1月18日生)	2000年10月 弁護士登録 西村総合法律事務所 （現 西村あさひ法律事務所）入所 2014年 3月 小久保法律事務所設立 2014年 7月 株式会社ADC代表取締役 2017年 1月 AOI TYO Holdings株式会社 社外取締役（監査等委員） 現在に至る 2017年 1月 株式会社アズーム社外取締役 現在に至る 2017年 3月 弁護士法人小久保法律事務所代表社員 現在に至る 2019年 6月 当社社外取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士法人小久保法律事務所代表社員 AOI TYO Holdings株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社アズーム社外取締役	― 株
		（社外取締役候補者とした理由） 弁護士として、一貫してコーポレート・ガバナンス、M&A、資金調達等の企業法務を専門領域とし、当該分野における豊富な経験と見識を有しております。こうした知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の向上に十分に貢献することが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
7	濱田 清仁（はまだ きよひと） (1957年11月30日生)	1985年10月 監査法人サンワ事務所 （現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1989年 4月 公認会計士登録 1998年 2月 税理士登録 1998年 4月 よつば総合会計事務所パートナー 現在に至る 2004年 6月 株式会社GDH監査役 2007年 6月 株式会社キトー社外監査役 現在に至る 2014年 3月 メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外監査役 現在に至る 2016年 9月 株式会社SOU（現 バリュエンスホールディングス株式会社）社外監査役 2017年 9月 株式会社コンヴァノ社外取締役 現在に至る 2019年 6月 当社社外取締役 現在に至る 2019年11月 株式会社SOU（現 バリュエンスホールディングス株式会社）社外取締役（監査等委員） 現在に至る （重要な兼職の状況） よつば総合会計事務所パートナー 株式会社キトー社外監査役 メディカル・データ・ビジョン株式会社社外監査役 バリュエンスホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社コンヴァノ社外取締役	— 株
		（社外取締役候補者とした理由） 公認会計士および税理士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の向上に十分に貢献することが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
8	田村（たむら） 潤（じゅん） （1950年4月17日生）	1973年 4月 麒麟麦酒株式会社入社 （現 キリンホールディングス株式会社） 1995年 9月 同社高知支社長 2004年 3月 同社執行役員中部圏統括本部長 2007年 3月 同社常務執行役員営業本部長 2007年 6月 同社代表取締役副社長営業本部長 2015年11月 株式会社大庄社外監査役 現在に至る 2018年 5月 100年プランニング株式会社代表取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 100年プランニング株式会社代表取締役 株式会社大庄社外監査役	― 株
		（社外取締役候補者とした理由） 大手民間企業において代表取締役を務め、書籍の執筆や企業等への講演活動を行うなど、経営全般の豊富な経験と見識を有しております。こうした知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の向上に十分に貢献することが期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	

（注）1．当社は、2007年10月１日付にて持株会社体制に移行し、同日すてきナイスグループ株式会社に商号を変更しました。表中の2007年10月から2020年3月までのナイス株式会社（以下「旧ナイス株式会社」といいます。）は、当社が持株会社体制に移行した際、当社の事業に関して有する権利義務を承継した当社100％出資の事業子会社であります。
2．当社は2020年3月31日付にて旧ナイス株式会社を吸収合併し、同日すてきナイスグループ株式会社からナイス株式会社に商号を変更しております。
3．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4．田村潤氏は、新任の取締役候補者であります。
5．鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤の各氏は、社外取締役候補者であります。
6．鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁の各氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって鈴木信哉氏においては３年、小久保崇氏および濱田清仁氏においては１年になります。
7．当社は、鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁の各氏との間で会社法第423条第１項の責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、各氏が再任された場合は、同契約を継続する予定であります。また、当社は、田村潤氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同契約を締結する予定であります。
8．当社は、鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、当社は田村潤氏の選任が承認可決された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
9．当社は、2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けました。当時在任の社外取締役の鈴木信哉氏は、当該容疑に係る事実関係を認識しておりませんでしたが、日頃より取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っておりました。当該調査後は、在任する社外取締役の各氏は取締役会等において法令遵守の徹底や内部統制の強化などの提言を行うとともに、再発防止に向けた取り組みについて状況の確認や提言を行ってまいりました。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役西裕史氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役小林一氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	柴山珠樹（しばやまたまき） (1959年11月28日生)	1982年 4月 日本商工会議所入職 1986年10月 大和証券株式会社入社 2002年 4月 大和証券SMBC株式会社（現　大和証券株式会社）公開引受部部長 2007年 4月 同社大阪公開引受部長 2009年 4月 同社引受審査部長 2010年10月 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（現　大和証券株式会社）監査役室長 2011年 4月 同社事業法人第七部担当部長 2015年 4月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社常勤監査役 2015年 4月 大和インベスター・リレーションズ株式会社監査役 2015年 4月 株式会社大和ファンド・コンサルティング監査役	― 株
		（社外監査役候補者とした理由） 金融機関における職務や監査役としての豊富な経験を当社の監査に反映していただきたいため、社外監査役候補者といたしました。監査に必要なノウハウと能力が豊富である点を踏まえ、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
2	鈴木耕典（すずきこうすけ） （1976年4月26日生）	1999年 4月 株式会社TOKAI入社 2005年12月 新日本有限責任監査法人入所 （現 EY新日本有限責任監査法人） 2011年 4月 公認会計士登録 2018年10月 株式会社海外需要促進支援機構入社 2019年 8月 鈴木耕典公認会計士事務所開設 現在に至る	― 株
		（社外監査役候補者とした理由） 監査法人での豊富な経験と公認会計士としての専門知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。したがいまして、直接会社の経営に関与したことがありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	

（注）1．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．柴山珠樹、鈴木耕典の各氏は、新任の監査役候補者であります。
3．柴山珠樹、鈴木耕典の各氏は、社外監査役候補者であります。
4．当社は、柴山珠樹、鈴木耕典の各氏の選任が承認可決された場合は、各氏との間で会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
5．当社は、柴山珠樹、鈴木耕典の各氏の選任が承認可決された場合は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人原会計事務所は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、同監査法人を再任せず、新たにＵＨＹ東京監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、以下の理由による監査役会の決定に基づいております。

当社は、株式会社東京証券取引所から当社の内部管理体制等について不備があり、改善の必要性が高いとして、2019年9月20日付で「特設注意市場銘柄」の指定を受けました。この事態を真摯に受け止め、2020年1月29日付で「改善計画・状況報告書」を公表するとともに、コーポレート・ガバナンス体制の再構築に取り組んでおります。

その改善施策として、管理部門の組織改編、監査役と社外役員による監査・監督機能の強化、内部監査室の設置および内部監査体制の強化等を推進しておりますが、会計監査人につきましても新たな会計監査人を選任し、監査体制の刷新を行うことでコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図ってまいりたいと存じます。

また、監査役会がＵＨＹ東京監査法人を当社の会計監査人の候補とした理由は、同法人の独立性および専門性の有無や、当社の業種・事業規模・業務内容に適した監査対応の可否および監査費用の相当性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。会計監査人候補者は次のとおりです。

名　　称	UHY東京監査法人
事務所の所在地	主たる事務所　東京都港区赤坂七丁目３番37号 プラース・カナダ三階 その他事務所　名古屋、京都
沿　　革	1984年4月　サンエー監査法人として設立 2011年2月　UHY Internationalのメンバーファームとなる 2011年6月　UHY東京監査法人へ名称変更
概　　要	出資金　61,400千円 監査関与社数　77社 人員構成　社員（代表社員含む）　9名 職員　38名 合計　47名 （2020年3月31日現在）
海外提携先	UHY International　本部：イギリス（ロンドン）

第５号議案　買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、2008年6月27日開催の第59期事業年度に係る当社定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入について株主の皆様のご承認をいただき、直近では、2017年6月29日開催の第68期事業年度に係る当社定時株主総会において、当該対応策の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下、当該更新後の対応策を「現行プラン」といいます。）。現行プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされております。

そこで、当社は、現行プランの有効期間満了に先立ち、現行プラン導入後の情勢変化等を踏まえて、現行プランの更新の是非を含め、その在り方について検討してまいりました。その結果、当社は、2020年5月29日開催の当社取締役会において、下記Ⅰの当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、下記Ⅲのとおり「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を更新することを決定いたしました（以下、当該更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

つきましては、当社定款第13条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をお願い申し上げるものであります。

本プランへの更新に際しては、形式的な文言の修正を行っておりますが、その基本的な内容は現行プランと同一であります。

なお、本プランを決定した当社取締役会に先立ち、当社監査役5名（うち3名は社外監査役）の全員が、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を述べております。

記

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑（以下「本件嫌疑」といいます。）で、証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けました。この事態を重く受け止め、当社は本件嫌疑について、類似事象の有無も含めて、中立・公正で客観的な調査等を実施する必要があると判断し、2019年5月30日、当社と利害関係を有しない外部専門家で構成される第三者委員会を設置いたしました。その調査結果を踏まえ、2015年3月期の不動産売買取引に係る売上高の一部の取消し等の訂正と、連結の範囲に関する重要性の判断を見直したことにより、2014年3月期の第4四半期以降の決算を訂正し、2019年8月1日に第65期（2014年3月期）以降の訂正有価証

券報告書および訂正四半期報告書と、第70期（2019年3月期）の有価証券報告書を関東財務局に提出いたしました。

また、第三者委員会の調査報告書において指摘を受けた事項等を真摯に受け止め、2019年8月23日付で再発防止策の骨子を策定し、公表いたしました。

その後、株式会社東京証券取引所から2019年9月20日付で特設注意市場銘柄に指定を受けました。

当社といたしましては、この事態を深く反省し、自ら網羅的に再点検を行うとともに、2019年8月1日付で過年度の訂正を行った理由等にとどまることなく、連結の範囲について、資本関係がない実質支配会社も含め、すべてを連結する方針としたうえ、第三者である外部の専門家の再点検、助言等を受けた結果、改めて必要と認識した事項につきまして過年度の決算の訂正を行うこととし、2019年11月14日付で開示いたしました。

また、当社はこれらの決算の訂正および再訂正に至った経緯と概要に加え、本事案の経緯ならびに原因等について明らかにするとともに、再発防止に向けた改善施策等を取りまとめ、2020年1月29日付で「改善計画・状況報告書」（以下「本計画」といいます。）を公表いたしました。

本計画に基づき、グループの収益力改善に向けて、住宅事業における一戸建住宅部門のダウンサイジングを図るべく、素地を含む販売用不動産の売却を推進し、短期間で圧縮いたしました。あわせて、2020年3月31日付で当社完全子会社であったナイス株式会社を吸収合併（同日付で当社商号をナイス株式会社に変更）するとともに、海外を含むグループ会社の統合・整理等を行うことにより不採算事業の見直しを図り、コーポレート・ガバナンス体制の再構築に努めております。

他方、従前より、当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配す

る者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

上記のとおり当社がコーポレート・ガバナンス体制の根本的な改善・再構築に努めている現状においても、以上の基本方針に異なるところはないものと考えております。

Ⅱ．基本方針の実現に資する取り組みについて

1．企業価値の源泉について

当社は、建築用木材を競りによって取引する「市売り」を関東地区で初めて導入した会社として、1950年に市売木材株式会社を設立いたしました。「市売り」は、公正・公平・公明な木材価格の相場形成と、迅速な売買取引を可能にしたうえ、多品種かつ大量集荷・販売を実現するものであったことから、戦後の住宅復興期の旺盛な木材需要に応える流通システムとして高く評価され、わずかな期間のうちに木材流通方式における主流となって全国に波及いたしました。当社はこの流通システムをもとに成長を遂げ、会社創設から12年で株式を上場するとともに、木材市場として唯一の全国拠点展開を果たしました。現在では、木材（国産材、輸入材）、合板、建材、住宅設備機器など、取り扱い品目を建築資材全般に拡充し、建築資材流通におけるリーディングカンパニーとしての地位を確立しております。

また、1971年には住宅分譲事業に進出し、以来49年にわたって最終消費者にマンションと一戸建住宅を供給するとともに、お客様へ生涯にわたって住生活関連サービスを提供する企業グループでありたいとの考えから、マンション・一戸建住宅の総合管理、建設工事、リフォーム等、住生活産業の全域にわたって事業領域を拡大してまいりました。

当社の企業価値・株主共同の利益の源泉は、お客様・お取引先様からの厚い支持と信頼によるものであります。この支持と信頼は主に以下のような事由の結び付きによって支えられております。

① 木材産業全般にかかわる事業展開の優位性と商品開発力を生かした環境貢献

木材市場の全国拠点展開を事業基盤として、木材製品全般にわたる調達、商品開発や利用提案、生産（製材）、加工（プレカット）、流通、木造施設等の設計・施工まで一貫して対応できる事業体制を確立しているほか、合計2,000ヘクタールを超える規模の山林を保有し、森林資源の保全・育成にも寄与しております。

地球温暖化防止及び循環型社会構築への貢献に向けた取組みの一環として、合法性や持続可能性が証明された木材や木材製品の調達・流通を積極的に推進しております。47都道府県から森林認証材を調達・供給する仕組みを構築し、全国の物流センターやプレカット工場、製材工場、営業所では、持続可能な森

林経営が行われている森林から生産された木材・木材製品を適切に管理して加工・流通するプロセスに対する認証（CoC認証）を取得しております。また、高齢級化し大径木となった森林資源が増加する一方、大径木を製材することができる工場の減少といった理由により価格が低迷するなど問題となっておりますが、こうした大径木を活用し高付加価値化した新素材として、耐腐朽・耐蟻性能に優れた大径木高耐久赤身材や、針葉樹本来の軟らかさを残したまま表層部のみを高密度化した無垢材などを開発・供給することで、国産材の利用拡大に貢献しております。

非住宅建築物の木造化・木質化への取組みにおいては、様々な機能を有するグループ各社が相互に連携することで、設計プランに応じた最適な工法や、地域材の利用、流通量の多い規格材の使用によるコストメリットの訴求、新工法開発など、事業主のニーズに合った提案を実現しております。

② 全国の流通プラットフォームを生かした物流サービスの構築

北海道から沖縄まで全国に配置した事業拠点と流通プラットフォームを通じて同業他社との差別化を図り、物流等のサービスにおいて全国の販売店、ビルダー、工務店のきめ細かいニーズに対応することで高い信頼を受けております。

具体的には、全国13カ所の木材市場及び33カ所の物流センターを通じた建築現場へのダイレクトな物流に加え、住宅会社や工務店に対しては住宅の図面から躯体、建材、住宅設備機器等、必要な建築資材をピックアップして積算・見積もりを行うとともに、建築工程に合わせて建築現場にジャスト・イン・タイムで納材する「トータル受注・総合物流販売システム」という一貫したサービスを提供しております。

③ 災害に強く、健康と環境にもやさしい家づくり

各地で発生の警戒感が強まる大地震に備え、当社が提案・供給する一戸建住宅については、高い耐震性能を発揮できる合理化工法「パワービルド工法」を採用しており、耐震等級3を確保、省エネ性能にも優れた商品としているほか、新規で供給するマンションは免震構造を標準とするなど、安全・安心を重視した住まいづくりを推進しております。

④ 生涯にわたる住生活関連サービスの提供

1974年よりマンションの総合管理事業を行っており、自ら分譲したマンションをはじめ､管理組合等から委託を受けたマンションなど､2020年3月末現在では約1,400棟、約66,000戸の管理業務を受託しております。建物設備等の定期点検や改修・補修工事等の提案に加え、社員が24時間、365日にわたり一次対応をするなど、管理業務を通じてマンションにお住まいのお客様との間で厚い信頼関係を構築しております。

マンションや一戸建住宅、賃貸住宅にお住まいのお客様のニーズが多様化するなか、不動産のストックビジネスは、既存住宅の仲介、大規模修繕、個別住

戸のリフォームのみならず、警備や居住者の介護に至るまで広範にわたり、大きな市場を形成しつつあります。当社グループと様々な形でかかわったお客様に対し、こうした生涯にわたる永続的な住生活関連サービスのご提供に向け、グループをあげた体制の構築を目指しております。

⑤　住まいづくり全般にわたるソリューションの提供

住宅の供給、不動産仲介、建築工事、リフォームなど、住宅の建築や不動産取引に関する知識や情報、商品企画、施工に関する技術などさまざまなノウハウを保有しております。また、法制度の改正や各種支援事業等にも迅速に対応できる体制を整えております。

こうしたノウハウをもとに、お取引先様に対して注文住宅、分譲住宅及びリフォーム工事、商品企画、営業活動、国などの補助金制度対応等のノウハウを提供する「ナイスサポートシステム」を確立するなど、建築資材事業と住宅事業を併せ持つ当社ならではの受注支援サービスを通じて、業界に貢献しています。

2．企業価値向上のための取組みについて

当社は前述のような企業価値の源泉を踏まえて、以下のような取組みを行い、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

【主な取組み】

当社は、2019年9月20日付で株式会社東京証券取引所から特設注意市場銘柄の指定を受けました。この事態を深く反省するとともに、コーポレート・ガバナンス体制の再構築を図るべく、2020年1月29日付で本計画を公表し、再発防止に向けて、全社を挙げて真摯に取り組むことで、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めておりますとともに、内部管理体制の確立及び収益体制の改善を目指しております。

そのようななか、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、国内外の経済情勢及び社会情勢に大きな影響を及ぼしております。雇用・所得環境、住生活関連の消費動向、サプライチェーンなど、あらゆる分野において先行きの不透明感が広がっており、国内の景気動向は大幅に悪化、当社グループのみならず、各社ともにきわめて難しい局面にあるものと認識しております。また、住宅関連業界における需要動向につきましては、国内総人口及び世帯数の減少をはじめ、高齢化の加速と生涯未婚率の増加に伴う単身世帯の増加などにより、新築住宅の需要は漸減することが予測されています。

こうした状況下において、当社といたしましては2020年3月期、収益力の改善を目指す重要施策として、住宅事業の再建に向けて、一戸建住宅部門における開発用不動産や完成物件などの販売用不動産の売却等、資産圧縮を進めてまいりました。更に、不動産仲介、管理、賃貸、リフォームなどストックビジネスの体制強化を図るとともに、子会社数の削減に向けた整理・統合等を推進し

てまいりました。2021年3月期以降につきましては、住宅関連業界を取り巻く環境の変化を柔軟にとらえ、改めて当社グループの事業の在り方などを見直すとともに、業界において優位性を発揮できる分野に注力しつつ、より一層、幅広い視野をもって事業戦略の策定と推進に取り組み、収益性を重視した事業体制へと再編してまいります。

当社グループの事業のルーツは、国内における木材流通であります。近年、日本の林業経営はさまざまな面において厳しい局面に置かれている一方で、木材は再生可能な環境性能に優れた資源として、地球温暖化防止及び持続可能な循環型社会の形成の側面から世界的に期待と注目が高まっております。世界的なトレンドにおいて、木材の利活用が増えていくことが見込まれる中、当社グループは、全国47都道府県から森林認証材を調達・供給する仕組みを構築するなど、木材分野における強みを生かし、これを中核に据えた新しい事業戦略等を展開してまいります。

建築資材事業につきましては、国産材の利用拡大及び販売強化を推進するとともに、地域の木材の特性を生かした付加価値の高い商品開発と、サプライチェーンの確立を推進し、住宅のみならず、成長市場である非住宅などさまざまな建築分野における木材の利用拡大を図ります。また、販売店、工務店、住宅メーカー、ホームセンターなど、あらゆる取引先に対するお役立ちにつながるさまざまな提案等を推進することで、収益力の強化を図ります。

住宅事業につきましては、不動産仲介と管理事業等のストックビジネスを中核とする事業へと再構築するとともに、リフォーム事業においては管理マンションや当社グループの仲介物件などに特化し、着実な収益確保を図ってまいります。また、新築マンション部門、一戸建住宅部門の採算管理の強化・リスクの低減に努め、収益力の改善を目指してまいります。

3．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、持続的な企業価値の向上を図り、株主の皆様をはじめ当社グループに関係する方々への利益の還元及び社会貢献に努めていく上で、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を重要課題として位置づけています。また、上記Ⅰで述べた通り、本計画に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の根本的な改善・再構築に努めております。その主な施策は以下のとおりです。

① 当社を中核事業会社とするコーポレート・ガバナンス体制の再構築

当社は、2020年3月31日付で、主要子会社であったナイス株式会社を吸収合併（同日付で当社商号をナイス株式会社に変更）し、当社を中核事業会社とする体制でコーポレート・ガバナンス並びにグループの競争力の強化を図り、企業価値の向上に努めております。

② 社外からの経営監視機能の強化

当社は、経営に対する監督機能を強化するため、本定時株主総会において、

社外取締役4名の選任議案を提出いたします。

また、監査役5名のうち3名は独立性の高い社外監査役（第3号議案「監査役2名選任の件」が承認された後は、独立性の高い社外監査役は4名となります。）とし、経営の健全性及び意思決定のプロセスに対する監査機能の強化を図っております。

加えて、2017年3月に取締役会の任意の諮問機関として独立役員を主要な構成員として設置した「指名・報酬委員会」について、役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化、あわせて当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、2019年8月及び2020年3月に同委員会のメンバーの見直しを行い、社外取締役3名・社内取締役1名の体制とした上で、特に重要な事項に関する検討に当たり社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

さらに、2019年11月以降、社外役員のみが出席する社外役員連絡会を四半期に1回開催することとし、社外役員間の情報共有とともに意見の整理を行い、取締役会での議論に役立てています。

③　監査体制及び管理部門の強化

2019年9月以降、監査方針の明確化、監査役直属の新たな組織としての監査室の設置、監査役と会計監査人及び内部監査室との連携強化等の施策を行い、監査体制の強化を図っております。

また、2019年5月以降、内部監査室、法務部門、人事部門及び経理部門について人員を増員するなど、管理部門の強化を図っております。

④　取締役の任期

当社は、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立し、より経営の透明性を図るため、取締役の任期を1年としております。

⑤　コンプライアンスの徹底

コンプライアンスについては、全役職員に向けたコンプライアンス研修や、新入社員研修、管理職研修、全社による方針発表会などの場を通じてその意義の理解と浸透を図り、遵守の徹底を行っております。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1．本プランの目的

本プランは、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、

株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。本計画に基づき当社がコーポレート・ガバナンス体制の根本的な改善・再構築に努めている現状においても、この点の必要性に変わりはないものと考えております。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランに更新することを決定いたしました。

2．本プランの内容

(1)本プランの概要

(a)目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等（下記(b)「手続の設定」において定義されます。）との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b)手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(c)新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化

される可能性があります。

(d)独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会はかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2)本プランに係る手続

(a)対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

① 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付

② 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]を行う者の株券等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

[1] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

[2] 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

[3] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

[5] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

[6] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

[7] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(b)買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者[8]、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針

⑦ 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策

[8] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

⑧　その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c)買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①　当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等、並びに株主の皆様に対して提示する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価、代替案等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

②　独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から買付等の内容の検討等を開始するために十分な情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、その旨買付者等及び当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行う

ものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③　株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d)独立委員会における判断

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

①　本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新

たな勧告を行うことができるものとします。

（ⅰ）当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ⅱ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（但し、30日間を超えないものとします。）、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本

新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとします。

(e)取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。その上で、当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施する決議（当社定款第13条第1項に基づく決議となります。）がなされた場合には、当該株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3)本新株予約権の無償割当ての実施の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会又は株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記

(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

(a)上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b)下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為

(c)強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d)当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

(e)当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合

(f)買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、工務店・販売店・メーカー等の取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(g)当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の顧客からの支持、工務店・販売店・メーカー等の取引先との協力・信頼関係、又は当社の社会的信用を損なうことなどにより、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4)本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a)本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b)割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c)本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d)本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式[9]（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

[9] 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(f)本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g)本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者[10]、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者[11]、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者[12]（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h)本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i)当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当

[10] 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

[11] 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

[12] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j)法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2020年5月29日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条例ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(5)独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランへの更新が本定時株主総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い、当社社外取締役1名（本定時株主総会において選任される予定です。）、当社社外監査役2名（うち1名は本定時株主総会において選任される予定です。）及び社外の有識者1名から構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙2「独立委員会の委員の氏名及び略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6)本プランの有効期間、廃止及び変更

本定時株主総会の決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われかかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（ご参考）

本プランの内容は上記Ⅲ２．に記載のとおりですが、①本プランの更新時及び本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響、並びに②本プランに対する当社取締役会の判断及び理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認をいただければと存じます。

① 株主及び投資家の皆様への影響

(1)本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を当社取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施する決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅲ2.(2)「本プランに係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株

価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(3)本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

(a)本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b)本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。

(c)当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

② 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由は、下記(1)及び(2)のとおりです。

(1)本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2)当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(b)株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、上記Ⅲ2.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引き続き独立委員会により行われることといたしました。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ2.(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことがないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新後、当初の独立委員会は、当社経営陣から独立性の高い、当社社外取締役1名（本定時株主総会において選任される予定です。）、当社社外監査役2名（うち1名は本定時株主総会において選任される予定です。）及び社外の有識者1名で構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙1をご参照ください。また、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員は別紙2をご参照ください。）。

(d)合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ2.(2)(d)「独立委員会における判断」及びⅢ2.(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e)当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(f)外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ2.(2)(c)「買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けること

ができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(g)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ2.(6)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

別紙1

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役もしくは社外監査役又は社外の有識者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準ずる者で適切な者とし、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。

① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討

④　買付者等との交渉・協議
⑤　当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討、株主への代替案の提示
⑥　独立委員会検討期間の延長の決定
⑦　本プランの修正又は変更に係る承認
⑧　その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑨　当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

別紙2

独立委員会の委員の氏名及び略歴

本プランへの更新後、当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

【氏　名】濱田　清仁（はまだ　きよひと）
【略　歴】1957年11月30日生
1985年10月　監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1989年 4月　公認会計士登録 1998年 2月税理士登録
1998年 4月　よつば総合会計事務所パートナー（現任）
2004年 6月　株式会社ＧＤＨ監査役
2007年 6月　株式会社キトー社外監査役（現任）
2014年 3月　メディカル・データ・ビジョン株式会社社外監査役（現任）
2016年 9月　株式会社ＳＯＵ（現 バリュエンスホールディングス株式会社）社外監査役
2017年 9月　株式会社コンヴァノ社外取締役（現任）
2019年 6月　当社社外取締役（現任）
2019年11月　株式会社ＳＯＵ（現 バリュエンスホールディングス株式会社）社外取締役（監査等委員）（現任）
※濱田 清仁氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏は、第2号議案「取締役8名選任の件」の社外取締役候補者です。

【氏　名】野間　幹晴（のま　みきはる）
【略　歴】1974年11月6日生
2002年 4月　横浜市立大学商学部専任講師
2003年10月　同大学商学部助教授
2004年10月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授
2007年 4月　同大学大学院国際企業戦略研究科准教授
2016年 6月　株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役（現任）
2018年 4月　一橋大学大学院経営管理研究科准教授
2019年 4月　同大学大学院経営管理研究科教授（現任）
2019年 6月　当社社外監査役（現任）
2019年12月　ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社社外監査役（現任）
※野間 幹晴氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【氏　名】柴山　珠樹（しばやま　たまき）
【略　歴】1959年11月28日生
1982年 4月　日本商工会議所入職
1986年10月　大和証券株式会社入社
2002年 4月　大和証券SMBC株式会社（現　大和証券株式会社）公開引受部部長
2007年 4月　同社大阪公開引受部長
2009年 4月　同社引受審査部長
2010年10月　大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（現　大和証券株式会社）監査役室長
2011年 4月　同社事業法人第七部担当部長
2015年 4月　大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社常勤監査役
2015年 4月　大和インベスター・リレーションズ株式会社　監査役
2015年 4月　株式会社大和ファンド・コンサルティング　監査役
※柴山 珠樹氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。同氏は、第3号議案「監査役2名選任の件」の社外監査役候補者であり、当社は、同氏が社外監査役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

【氏　名】須藤　修（すどう　おさむ）
【略　歴】1952年1月24日生
1980年 4月　弁護士登録　東京八重洲法律事務所入所
1983年 4月　東京八重洲法律事務所パートナー
1993年 4月　東京八重洲法律事務所と桝田江尻法律事務所の合併によるあさひ法律事務所（現：あさひ法律事務所・西村あさひ法律事務所）創設・パートナー
1999年 6月　須藤・髙井法律事務所開設・パートナー
2016年 5月　須藤綜合法律事務所開設・パートナー（現任）
※須藤　修氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以上

第71回定時株主総会会場ご案内図

＜会場＞
横浜市西区北幸二丁目11番１号
タカシマヤ　ローズホール　２階　ホール
（TAKASHIMAYA ROSE HALL）

横浜駅西口から徒歩約６分



※駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。

※今後の新型コロナウイルスをめぐる状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がありえます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://nice.co.jp）にてお知らせをさせていただきますので、株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合には、事前に、上記当社ウェブサイトをご確認くださいますようお願いいたします。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。